

令和4年 第7回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年6月22日

報 告

衆議院小選挙区の区割り変更について

その他

[選挙区] 投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

次回開催日 令和4年7月7日（木）18：00～ 区長応接室

次々回以降の開催日 令和4年7月10日（日）10：00～ 区長応接室

衆議院小選挙区の区割り変更について

令和4年6月16日に、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告が内閣総理大臣に対して行われ、福岡市内の衆議院小選挙区（福岡県第1区）について、区割り変更案が示された。

※ 今後、区割り変更についての法案が秋の臨時国会に提出され審議される見込み（報道による）。

区割り変更の正式決定は、この法案が成立した後となる。

1 区割り変更の内容

東区の一部の区域（多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域）が福岡県第4区に変更された。

詳細は別紙のとおり。

2 周知方法

(1) 対象地域への周知

- ① 東区自治組織会長会で説明（6月21日）
- ② 選挙区が変更となる地域へのチラシ配布（選挙前）
- ③ 投票所（当日投票及び期日前投票）に選挙区が変更となった旨の掲示（選挙時）

(2) 市民への周知

- ① ホームページ（6月17日）
- ② 市政だより（法改正後）

3 投票の方法

(1) 期日前投票

- ① 期日前投票所の場所（区役所、なみきスクエア、市役所）は変更ないが、受付を選挙区ごとに分ける。
- ② 選挙人は自分の住所が属する選挙区の受付にお越しいただくことになる。

※ 違う選挙区では受付ができないようにシステムを設定するので、違う選挙区の投票をしてしまうことはない。

(2) 投票日当日の投票

投票日当日の投票所の場所はこれまでと変わらない。

また、一つの投票所で2つの選挙区の投票を行うことはない。

【参考】区割り変更について

○一票の較差是正のため、選挙区の人口が令和2年国勢調査確定値で、最小選挙区の2倍未満になるように選挙区の境界を見直す必要があったもの

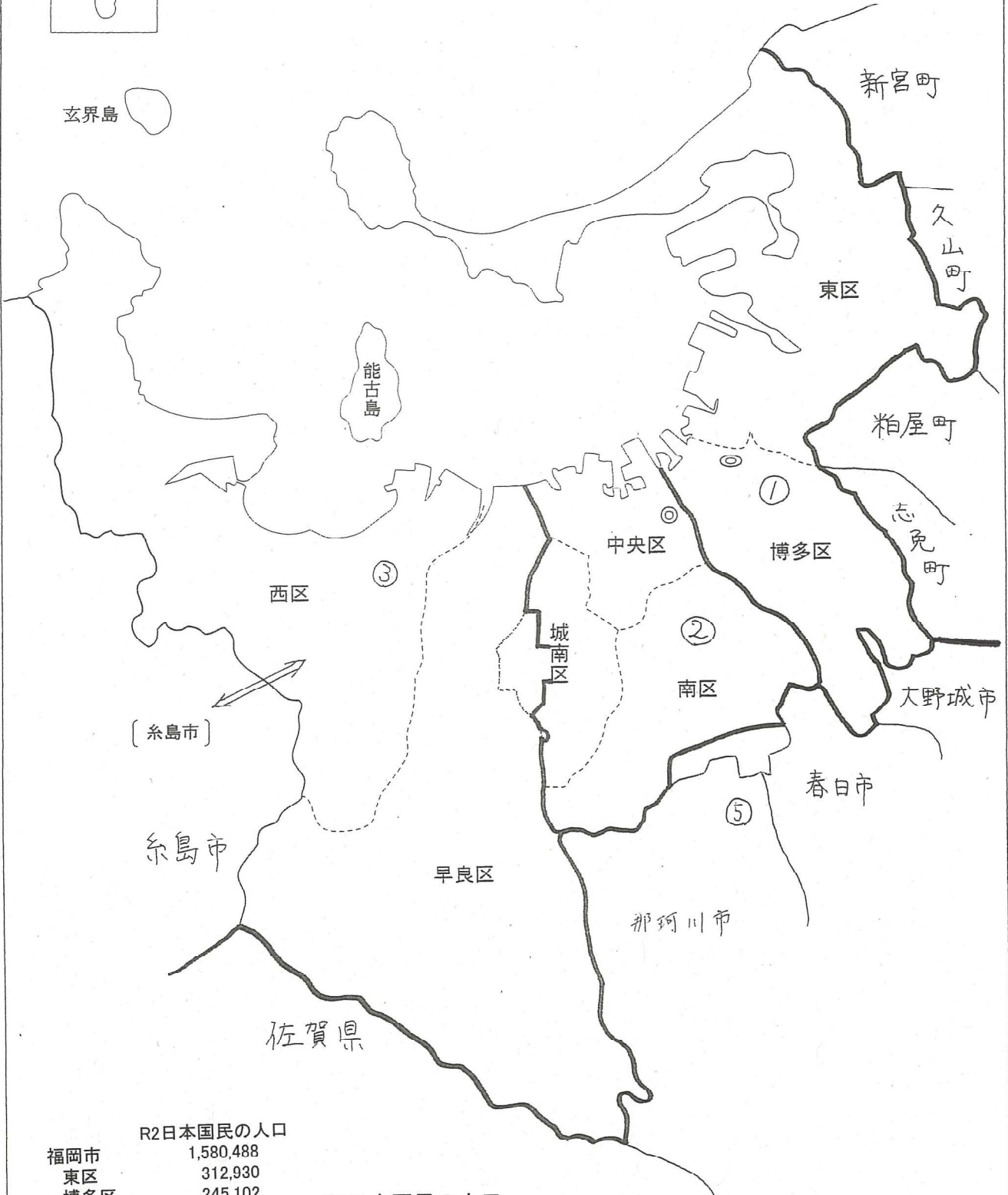
○福岡県内では、第1区（東区、博多区で構成）が2倍を超えており、境界見直しが行われた

選挙区	旧選挙区区域	新選挙区区域																																								
福岡県 第1区	東区 博多区	東区(第4区に属する区域を除く) 博多区																																								
福岡県 第2区	中央区 南区(第5区に属する区域を除く) 城南区(第3区に属する区域を除く)	変更なし																																								
福岡県 第3区	城南区〔七隈、梅林投票区に属する区域〕 早良区 西区 糸島市	変更なし																																								
福岡県 第4区	宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)	<p>東区〔多々良第一、多々良第二、八田、青葉第一、青葉第二投票区に属する区域〕</p> <table border="1"> <tr> <td>大字香椎(1番から118番まで)</td> <td>土井一丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田一丁目</td> <td>土井二丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田二丁目</td> <td>土井三丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田三丁目</td> <td>土井四丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田四丁目</td> <td>八田一丁目</td> </tr> <tr> <td>蒲田五丁目</td> <td>八田二丁目</td> </tr> <tr> <td>大字名子</td> <td>八田三丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘一丁目</td> <td>八田四丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘二丁目</td> <td>多々良一丁目</td> </tr> <tr> <td>みどりが丘三丁目</td> <td>多々良二丁目</td> </tr> <tr> <td>名子一丁目</td> <td>若宮一丁目</td> </tr> <tr> <td>名子二丁目</td> <td>多の津一丁目</td> </tr> <tr> <td>名子三丁目</td> <td>多の津二丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉一丁目</td> <td>多の津三丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉二丁目</td> <td>多の津四丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉三丁目</td> <td>多の津五丁目</td> </tr> <tr> <td>青葉四丁目</td> <td>松島三丁目(31番から35番まで)</td> </tr> <tr> <td>青葉五丁目</td> <td>松島五丁目(21番から29番まで)</td> </tr> <tr> <td>青葉六丁目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青葉七丁目</td> <td></td> </tr> </table> <p>宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)</p>	大字香椎(1番から118番まで)	土井一丁目	蒲田一丁目	土井二丁目	蒲田二丁目	土井三丁目	蒲田三丁目	土井四丁目	蒲田四丁目	八田一丁目	蒲田五丁目	八田二丁目	大字名子	八田三丁目	みどりが丘一丁目	八田四丁目	みどりが丘二丁目	多々良一丁目	みどりが丘三丁目	多々良二丁目	名子一丁目	若宮一丁目	名子二丁目	多の津一丁目	名子三丁目	多の津二丁目	青葉一丁目	多の津三丁目	青葉二丁目	多の津四丁目	青葉三丁目	多の津五丁目	青葉四丁目	松島三丁目(31番から35番まで)	青葉五丁目	松島五丁目(21番から29番まで)	青葉六丁目		青葉七丁目	
大字香椎(1番から118番まで)	土井一丁目																																									
蒲田一丁目	土井二丁目																																									
蒲田二丁目	土井三丁目																																									
蒲田三丁目	土井四丁目																																									
蒲田四丁目	八田一丁目																																									
蒲田五丁目	八田二丁目																																									
大字名子	八田三丁目																																									
みどりが丘一丁目	八田四丁目																																									
みどりが丘二丁目	多々良一丁目																																									
みどりが丘三丁目	多々良二丁目																																									
名子一丁目	若宮一丁目																																									
名子二丁目	多の津一丁目																																									
名子三丁目	多の津二丁目																																									
青葉一丁目	多の津三丁目																																									
青葉二丁目	多の津四丁目																																									
青葉三丁目	多の津五丁目																																									
青葉四丁目	松島三丁目(31番から35番まで)																																									
青葉五丁目	松島五丁目(21番から29番まで)																																									
青葉六丁目																																										
青葉七丁目																																										
福岡県 第5区	南区〔弥永、弥永西、老司、鶴田投票区に属する区域〕 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 筑前町 東峰村	変更なし																																								

福岡市



玄界島



R2日本国民の人口

福岡市	1,580,488
東区	312,930
博多区	245,102
中央区	201,659
南区	260,154
西区	209,979
城南区	131,709
早良区	218,955

R2日本国民の人口

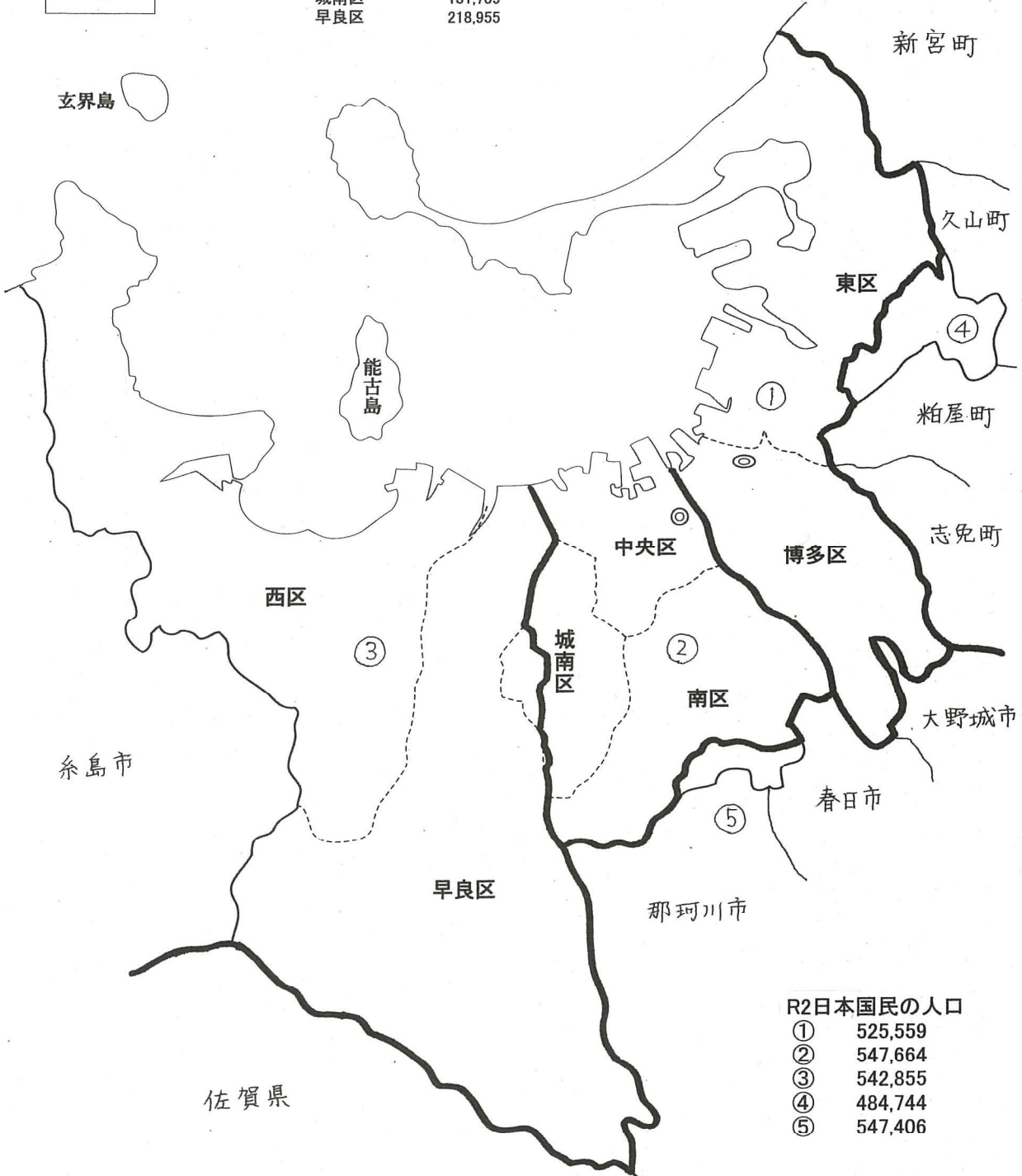
①	558,032
②	547,664
③	542,855
⑤	547,406

福岡市南区	②	230,500
福岡市城南区	⑤	29,654
	②	115,505
	③	16,204

福岡市



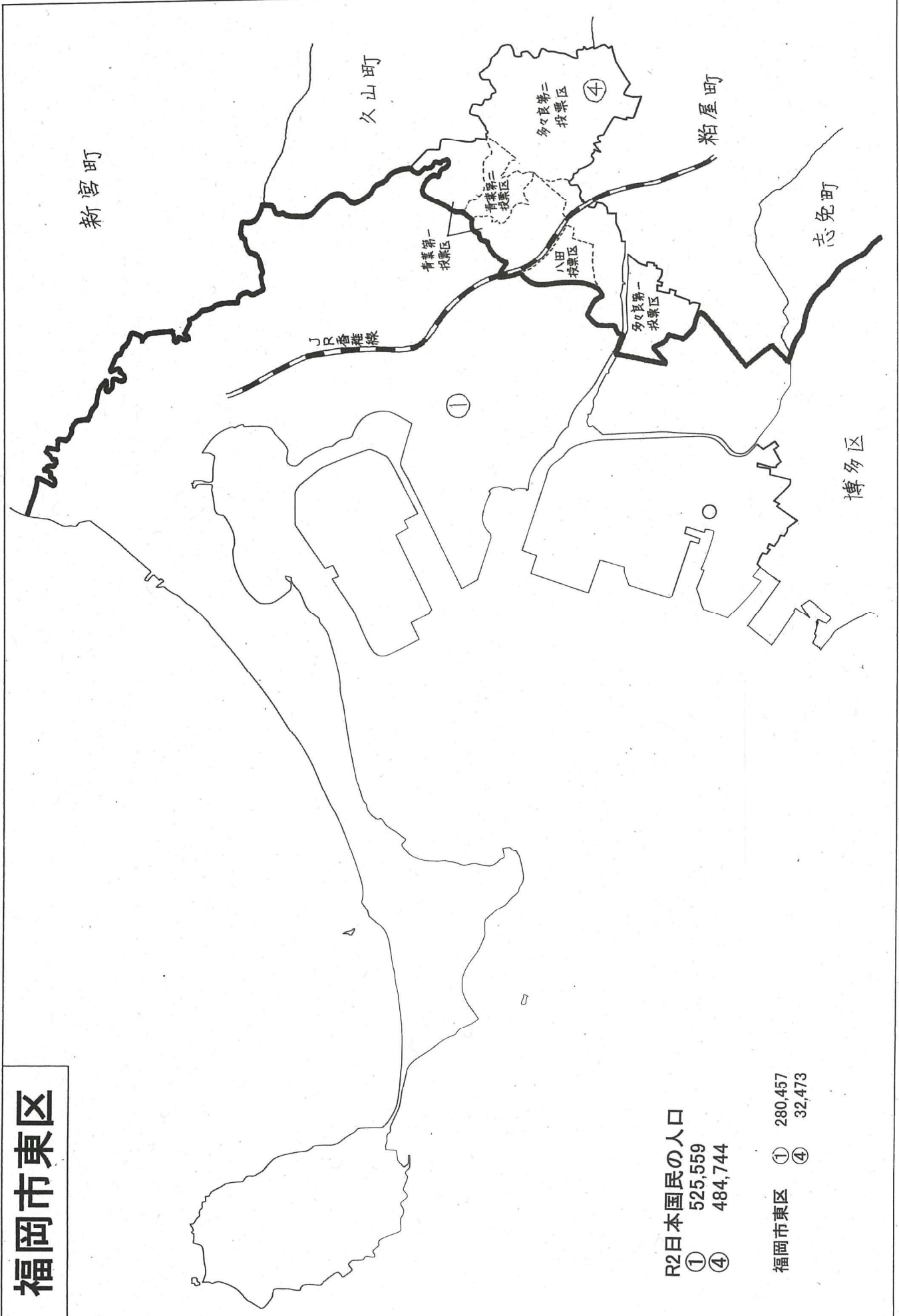
R2日本国民の人口	
福岡県	5,068,515
福岡市	1,580,488
東区	312,930
博多区	245,102
中央区	201,659
南区	260,154
西区	209,979
城南区	131,709
早良区	218,955



R2日本国民の人口	
①	525,559
②	547,664
③	542,855
④	484,744
⑤	547,406

福岡市東区	①	280,457
福岡市東区	④	32,473
福岡市南区	②	230,500
福岡市南区	⑤	29,654
福岡市城南区	②	115,505
福岡市城南区	③	16,204

福岡市東区



R2日本国民の人口

① 525,559

④ 484,744

福岡市東区 ① 280,457

④ 32,473

<参考> 議案第26号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。